

## 第5回横須賀市立小中学校適正配置審議会 会議録

1 日 時 令和5年(2023年)9月14日(木)16:00~18:00

2 場 所 市役所3号館5階 正庁

3 出席委員 委員長 出石 稔  
委員 上田 滋  
委員 黒川 理美  
委員 櫻井 聡  
委員 外川 翔大  
委員 藤枝 聡  
委員 宮田 丈乃

4 事務局等 教育総務部 部長 古谷 久乃  
学校教育部 部長 川上 誠  
教職員課 課長 筒井 宣行  
学校管理課 課長 二見 裕  
支援教育課 課長 小谷 亜弓  
教育政策課 課長 飯田 達也  
教育政策課 主査 大堀 圭輔  
教育政策課 主任 高品 慎介  
教育政策課 担当者 松本 勇人

5 傍聴者 5人

6 議事内容

### ○飯田教育政策課長(事務局)

定刻となりましたので、第5回横須賀市立小中学校適正配置審議会を始めます。

本日、「横須賀市立小中学校適正配置審議会の傍聴に関する要領」に基づき、5人の傍聴があります。

次に会議録については公開します。会議録作成のために、録音します。

委員の皆さま、よろしいでしょうか。

《 各委員から異議なしの声 》

「横須賀市立小中学校適正配置審議会条例」第4条第2項の規定により、本審議会の開催に当たっては、半数以上の委員の出席が必要となりますが、本日は、委員7人全員が出席されていますので、本審議会は成立しています。

それでは、これより進行を出石委員長にお願いしまして、議事を進めていただきます。  
出石委員長よろしく申し上げます。

#### ○出石委員長

それでは、1議事「審議会における意見等の整理について」（1）課題整理について、事務局から説明をお願いします。

◀ 1議事「審議会における意見等の整理について」（1）課題整理について事務局から説明（資料1（1～9ページ）、資料2（1～4ページ）） ▶

#### ○出石委員長

これまでの議論の確認になります。資料1のこれまでの議論、それを踏まえた資料2で説明があった部分については、あらかじめ過不足がないか確認をしていますが、改めて、課題整理についての①から④まで、一つずつ、皆さまにお伺いしたいと思います。

これまでの意見について、あるいはそうではないということがあればご指摘いただきたいですし、新たな意見があれば、それをご発言いただきたいと思います。

順番に進めます。まず資料2の1ページ、①全般についてです。

◀ 各委員から異論なし ▶

それでは、①全般について、資料に記載の内容で確認しました。

続いて、資料2の2ページ、②適正規模についてです。

説明にもありましたが、適正規模は学校規模と学級規模に分けられるということで、こちらについての内容も記載されています。

#### ○櫻井委員

適正規模に関して、記載されてるとおり横須賀市では12学級から24学級、国では12学級から18学級となっています。しかし、学校教育法の施行規則第41条には、「ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない」とあります。ここについては、話し合いがされたとおり、「地域の実態その他により特別な事情」がないとして良いかどうか、最後に確認がしたいです。

#### ○出石委員長

まず国の基準に対して、横須賀市は12学級から24学級としていますが、そのことですか。それとも、実際に今回のように、小規模であること自体をその地域の事情とするかどうかということですか。

#### ○櫻井委員

走水等の地域の特性ということですが、「ただし、地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りではない」という部分が少し引っかかりまして、この話を最終的にまとめるに当たって、その実態が、子どもたちが通うということに関してであったり、走水の特殊性があったり、そういったものが、「地域の実態その他により特別の事情」と汲めるのかどうかというところを最後に確認したいと思います。

#### ○出石委員長

重要な論点です。特別な事情があるとなれば現状維持という判断もありますし、その地域の実態を鑑みても、教育環境の整備という観点から、学級数を維持する必要があるとなれば、統合ということになるということですが。

#### ○大堀教育政策課主査（事務局）

施行規則における「地域の実態その他により特別の事情」について、おそらく国に確認をしたとしても、それはこのようなことだという基準はないと思います。そのため、その地域の実情という書き方をしているのだと思います。

その上で、想定されているのは離島などの過疎地であり、統合等でも対応ができないような地域であると考えていますので、統合等の方策が考えられるのであれば、これには該当しないと考えています。

#### ○出石委員長

確認ですが、要するに離島や中山間地のように、統合したくてもできないというような事情が、端的に言えば今の横須賀市にはないという考え方でよろしいですか。

#### ○大堀教育政策課主査（事務局）

おっしゃるとおりです。

#### ○出石委員長

それでは、適正規模の解釈は説明があったとおりということによろしいですか。

《 各委員から異論なし 》

それでは続いて、資料2の3ページ、③学校と地域についてです。

これまでに議論したとおりかと思えます。特に少子化、老朽化の問題が出ていました。

《 各委員から異論なし 》

それでは、③学校と地域について、資料に記載の内容で確認しました。

続いて、資料2の4ページ、④通学路の安全確保等についてです。

ポイントとなるのは、交通費の助成やスクールバスの導入など、対策の検討項目が挙げられているということです。

#### ○櫻井委員

通学路としての安全性、立地的な問題だけではなく、子どもたちが何らかの犯罪等に巻き込まれるケースも、通学距離が長くなれば起こり得る可能性が増えると思います。

子ども 110 番の家など、交通事故等以外の通学時の危険性についても盛り込みたいと思います。

#### ○出石委員長

確かに、これまでは交通事故や越波等への安全性が中心に議論されてきました。

通学中の犯罪などの危険性についても確認をしておいた方が良いということです。

#### ○大堀教育政策課主査（事務局）

通学路に関する懸案事項ということで、ご意見としてお伺いします。

それぞれの地域別協議会においても、通学路に関する危険箇所等についての意見を頂いていますので、対応できるよう検討していきます。

#### ○上田委員

安全確保に関して、もちろん教育委員会にお願いする部分もありますが、地域が協力して子どもを守るような活動を、より進めなければならないと思います。

仮に通学距離が長くなり危険性が高くなるとすれば、通学路には、トンネルなど多くの問題があります。これを考える場合、今回だけの問題ではなく、これからも考えていかなければならないと思いますが、通学距離が長くなる間にいろいろなものがある中で、子ども 110 番の家も含めて、地域の人と一緒に見守りながら、子どもたちを守っていくという姿勢は、今まで以上に必要になってくると思います。

そのような意味では、お互いに協力し合って、行政も警察も連携を取り合って、そのような姿勢を強くしていく必要がありますし、地域の人と一緒に安全確保をやっていたらと思います。

#### ○出石委員長

今の点は大変重要です。

2011 年に東日本大震災があり、帰宅難民というものが非常に問題になりましたが、通学距離が延びれば、子どもの帰宅難民ということになります。大きな災害等があったときに、どのように子どもの安全を確保して、帰宅させるのかということについては、間違いなく出てくる話です。

そのような意味も含めると、単に公共交通機関の交通費の助成だとか、スクールバスの導入だけで解決する問題ではなく、子どもの安全を守っていくことを、関わりのある行政、警察、地域のすべてでしっかりと認識をして、最終的な答申の中でも必要性を記載したいと思っています。

その点、事務局の方にも伝えましたので、よろしくをお願いします。

それでは、④通学路の安全確保等について確認しました。

(1) 課題整理について確認をします。

基本的に資料2に記載の内容で確認できましたが、とりわけ②適正規模については、学校教育法施行規則の解釈について質問があり、「地域の実態その他により特別の事情」について市教委の回答は、横須賀市としては、その地域の実態以上に適正規模を維持することが必要であるという見解が示されました。

また、④通学路の安全確保等については、交通事故等の対応はもちろんのことながら、子ども110番の家などを中心とした地域の協力や、警察や行政が関わって、地域で見守っていくことも必要であるという意見が出ました。よろしいですか。

《 各委員から異論なし 》

続いて、(2) 田浦地域の教育環境整備の方策等について、事務局から説明をお願いします。

《 1 議事「審議会における意見等の整理について」(2) 田浦地域の教育環境整備の方策等について事務局から説明(資料1(11~15ページ)、資料2(5ページ)) 》

#### ○出石委員長

これまでの議論をまとめていますが、ここが今回の直接の対象になります。

これまで、一つずつ方策案への意見を求めてきましたが、それぞれ関連しており、ある意味で選択になります。ベストというのはおそらくないので、ベターな選択をするということで、方策案1~3について、今の説明とおりの議論をしてきたので、改めて補足意見や少し違うという意見があればそれはここでちゃんと議論をしておきたいと思います。

私の元にも反対意見が直接個別に入ってきています。これはあまり良いことではないと思いますが、そのような方もいます。個別論になるとどうしても、どちらのケースも反対意見が出てきます。それは当然のことですが、どれを取っても、現状維持をしても問題があるわけです。そういった中で市教委は最善の策を考えようとしていて、この審議会があつて、あるいはそれぞれの協議会から出てきた意見をしっかりと踏まえて議論しているということは大事なことなので、これはしっかりと伝えたいと思います。

そのような前提で、改めてまず田浦地域について、我々の意見として答申に盛り込むことになるわけですから、それについて再度皆さまから意見をしっかりと頂きたいと思います。

#### ○藤枝委員

田浦地域の場合の議論の仕方としては、小学校の施設の老朽化という話と小規模の問題、この2つが主な視点として議論されてきました。

方策案3のところで、少し分かりづらいと思い、改めて確認したいと思った部分があります。前半部分では「現地で建て替えることは困難であり」とはっきり記載がありますが、後半部分では、「仮に現地で建て替えたとしても」と記載があり、建て替えの可能性もあるという読み方も可能なような形になっていて、それよりもベターなものとして、小規模の課題の建て替えしても変わらないので、この小規模の課題の方にフォーカスした方が良いというロジックになっていると理解できました。

このあたりの関係性をクリアにするためにも、実際に現地での建て替えが何をもち

難であるのか、敷地面積、レッドゾーン、周辺道路の状況等記載はありますが、今一度具体的にご説明を頂きたいと思います。

#### ○大堀教育政策課主査（事務局）

田浦小学校が現地で建て替えられない理由というのは、まず、学校の敷地面積が狭いということ、レッドゾーンに指定されている場所があること、周辺道路の状況による法令上の規制があるということです。

詳細は、学校管理課長からご説明します。

#### ○二見学校管理課長（事務局）

建て替えができるかという部分に関して、詳しくお話しします。

田浦小学校の周辺の道路は、いわゆる2項道路という、幅員が広くない道路です。

一般の家庭でも建て替えの際には、セットバックと言われるように、下がって建てるということになります。

学校の建て替えを考える際には、非常に大きな建物であり、敷地も広いので、こういった大規模な土地利用、あるいは建築物を建てる際には、さまざまなルールがあり、そこを一つ一つ確認をしてきました。そうしたところ、大きく分ければ三つの障害があります。

1点目は、建物の大きさと道路の関係です。建築基準法及びそれに関する条例で、1,000平米を超える建物を建てる際には、幅員が6メートル以上の道路に接道していなければならないというルールがあります。学校の建物が1,000平米の中に収まるということは考えづらいと思います。周辺の道路は2項道路となっており、幅員が4メートル以上ありません。

2点目は、土地利用の観点です。敷地が1,000平米を超える場合、土地の上に建物を建てるとすれば、これは開発行為ということになります。都市計画法の開発行為というところで、こちらがより厳しい話になりまして、数千平米ある田浦小学校の敷地で建物を建て替えるときには、30センチメートルを超える盛り土や切り土という行為が発生すると見込まれます。それが見込まれる場合には、開発許可を取らなければいけないということになり、1,000平米を超える開発許可を得るには、幅員が9メートルの道路が必要となります。

田浦小学校の敷地で言うと、国道16号から入ってくる道路は2項道路で幅員が4メートル以上ないところですが、その道路が、今現在の横須賀市の条例だと、9メートルの幅員で現場まで至らなければならないという大きなルールがあります。9メートルの道路を作るということになると、周辺の近隣の方に土地を提供していただかなければならないという話になります。道路の用地を提供していただくということになると、例えば都市計画法でいうところの都市計画道路のようなものになっていない限りは、強制的に土地を使用することはできません。あくまでも任意で提供していただくということが、田浦小学校へ至る道路でずっと可能であれば、9メートルの道路が確保できるかもしれませんが、それは難しい話だと思います。

3点目は、土砂災害防止法でいうところのレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域の話です。こちらがその敷地の中に入っていれば、それが開発許可を伴うような、広域の土地利用になると、土砂災害を防止するための擁壁など、防護策を講じなければならないということになります。それによって土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの指定をまず解除しなければいけないといったハードルがあるということを確認しています。

学校敷地そのものというよりも、そこに至る道路やレッドゾーンの指定、こういった中で田浦小学校の敷地に大規模な建築物を作るということは、相当程度ハードルの高い話になります。必ずしもできないというわけではありませんが、一般の方の土地の提供や、高額な予算を準備して土砂災害を防止するような施策を講じた上であれば、できなくはないというところで、なかなか難しい話ではないかということです。

都市部の担当課へも相談をし、こういった話に至りました。

#### ○藤枝委員

審議会の議論の中で伺った説明に加えて、今ご説明いただいた、特に規制のレッドゾーンの解除の話であるとか道路の整備の話、改めて理解しました。こういった形かわかりませんが、その辺の難しさという部分についてはしっかり前提として理解を共有していくことが重要だと思いますので、今後取りまとめをしていく段階で、今のご説明の部分も、何らか取り入れていただければと思います。

#### ○出石委員長

1点確認ですが、都市計画を市が行う場合には、開発許可は必要ですか。

#### ○二見学校管理課長（事務局）

必要です。

#### ○出石委員長

絶対にできないわけではないということでしたが、方策案3を支持する根強い地域のニーズがあるわけですから、例えば、道路用地の提供というところで、地域の希望なので地域の方が寄付してくれれば、9メートルの道路もできなくはないわけです。また、レッドゾーンを解除するにはお金がかかるわけですが、本当に地域でそこまでしてでも残す必要があるというならば、地域みんなでやっていくという提案が地域側からあったとしたら、それは検討の余地はあります。

#### ○大堀教育政策課主査（事務局）

現地で建て替えたとしても、もう一つの課題である小規模化の課題を解決することができません。

#### ○出石委員長

それでは、③方策案3については、建て替えることが困難ということについて確認し、それはやはり相当大変であるということと併せて、小規模化に対しては効果がないという回答でした。

その他、特にご意見がなければ、これまでの検討経過が記載されているとおりで、方策案1が、この審議会としては妥当であろうという見解になっています。そのようなことでよろしいでしょうか。

《 各委員から異論なし 》

続いて、議事（3）走水・馬堀地域の教育環境整備の方策等について、事務局から説明をお願いします。

◀ 1 議事「審議会における意見等の整理について」（3）走水・馬堀地域の教育環境整備の方策等について事務局から説明（資料1（16～22 ページ）、資料2（6 ページ）） ▶

#### ○出石委員長

少人数教育について、少人数教育は良いことだという意見が地域から出ているということについては、少人数教育があることは良いが、すべてが少人数教育になってしまうということの教育効果の問題が指摘されていました。

また、走水という非常に教育環境が良い地域の学校がなくなるということ自体への反対意見が協議会では出ていたわけですが、地域全体の教育で走水を教育の舞台とすることはできるわけですから、学校が存続するかどうかとは、少し視点が違うという議論がありました。

#### ○外川委員

確かに、子どもの人数が少なければその分教員の目が届く範囲も増えるので、そういった部分での効果は期待できます。だからといって、人数が少なすぎるということになったときに、今求められているような教育を実施することは可能なのか、と考えたときに、以前の学校教育だと先生が黒板に書いて、それを子どもがノートに写して、というような授業でしたが、今求められているのはそうではありません。子ども同士が対話をしながら授業を進めて、課題を解決していくというような授業をしていこうということになっている中で、子どもの数が少なければそれだけ多様な意見が出てこないで、そのようなところも含めて考えると、やはり一定の人数が必要だと思います。

#### ○藤枝委員

資料2の6ページの方策案2について、「定住促進策による人口増加は困難であり」という記載がありますが、おそらく横須賀市全体としては定住促進策に取り組みされており、これからも取り組んでいくという政策について伺う機会もあるということと、本審議会としても人口増加は困難であるという断定まではした認識もございませんので、「定住促進策による人口増加を前提として考えるには、少し難しいところがある」、というようなニュアンスの方がより実態に近いのではないかと思います。

もう1点、走水小学校を残して存続するという議論の中で、学校間の連携教育という部分を生かしながら、存続する可能性があるのではないかと、という意見が地域別協議会で出たと記憶しています。審議会の中でもそういった可能性については、理解を示す意見も出たかと思いますが、改めて市としての小学校間の連携教育という部分についてのお考え等、お聞かせいただけたらと思います。



### ○大堀教育政策課主査（事務局）

おっしゃるとおり地域別協議会において、近隣校との連携という話が出ておりました。地域別協議会においては、近隣校とどのような連携を行うかについて、具体的なお話はありませんでしたが、想像しますに、校外行事等を合同で行ったり、ICT等をつなぎ、授業を行ったりすることを想定しているのではないかと思います。

このような近隣校との連携は、一つの方策ではあると思いますが、両校の学校運営や授業の進捗などが異なる環境の中で、両校の教員の連携のための調整等の負担を考慮すると連携の回数を確保することは難しいのではないかと思います。

小規模を課題として考えていますのは、授業の中だけの話ではなく、日々の学校生活における児童の人間関係の形成もありますし、教員の配置や育成の課題もあります。

そのような状況の中では、近隣校との連携だけでは、さまざまな小規模の課題を解決することは難しいと考えます。

### ○藤枝委員

市として、小規模、あるいはさまざまな意味での成長環境を、一定の規模の中で考えていくという方向を大切にしているということ自体は共感する部分もありますので、それ以上の意見ということではありませんが、今後具体的な検討に入っていく中では、論点の一つとして、その連携教育の可能性、現実性のようなところについて精査していくというスタンスはぜひ大切にいただければと思います。

### ○出石委員長

最後の点は、走水・馬堀地域ということよりも全般的な考え方ということで、市の今後の連携教育の論点であろうかと思います。

少し有り得ない発想かもしれませんが、離れた学校が2つで1校ということはありませんか。

### ○大堀教育政策課主査（事務局）

分校ではないですか。

### ○出石委員長

分校ではなくて、2つの学校がそのまま存続した上で1つの学校という扱いになれば、理屈上はクラス替えができるということです。

例えば、私の大学は金沢八景と関内にキャンパスが分かれていて、どっちの授業も取れます。これは大学だからできることですが、そういったことは難しいですか。無理やりな発想ですが、学校間の連携というのであれば、1つにすれば、少し融通が利くだろうとは思いますが、教員がすごく大変だと思いますし、子どもも遠いところに通学しなければならない可能性もあるので、無理だと思いますが、発言しました。

### ○大堀教育政策課主査（事務局）

一つの発想として伺います。

## ○出石委員長

また、先ほどの藤枝委員の意見について、確かに書き方が断定的ですが、これは事実だと思います。人口増加は困難、できないと言っても良いくらいだと思います。書き方はともかくとして問題なのは、すでに複式学級があるということです。人口増加策は時間がかかりますので、移住促進、社会増を目指したとしても、すぐに解決はできません。書き方については、答申に向けて今後の検討とします。

## ○黒川委員

一般的な編入又は統合に関わりますが、何を一番大事にしていくかということ、さまざまな考えの視点が出ていましたが、子どもたちが、学習指導要領で定められている学習内容を、日々実現できるかということ、一番大切に考えていきたいと思います。その上で、他校との効果的な連携がどうできるのかということではないかと思います。学習指導要領の学習内容は、学び方というものも、多様な人々と学び合うということが非常に大事なので、それも含まれています。

それから、不登校対策は本市の大きな課題となっています。方策案3の、走水小学校の校舎を横須賀市の不登校の子どもたちの場所に使うということは可能性があると思います。

横須賀市では、相談教室という教室が5箇所ありまして、小中学校の子どもたちが通って支援を受けていますが、この相談教室を拡充する必要があるという場合には、改めて走水小学校の施設が候補の一つになる可能性はあると思います。

また、小規模特別認定校という記載がありますが、小規模特別認定校というと学籍が生じます。そうすると、不登校対策又はさまざまな特色を持たせる学校を作るとすると、この制度をどう作っていくかということになります。他の学校の子どもたちが、指定校に通わないでこの学校に通うようなシステムになります。そうすると、他校の子どもたちは、指定校に通うかこの学校に通うかの選択ができます。同時に、走水小学校区の子どもたちも、特色のある走水小学校に行きたいのか、通常の学校に行きたいのかという選択が生まれるわけで、走水小学校区の子どもたちが、走水小学校ではない学校を選択する可能性も否定できなくなります。このあたりについて、小規模化を解決する、実効性のある方策に繋がっていくかどうかを考えていく必要があるのではないかと思います。

今の横須賀市の制度は相談教室とあって、学籍は各学校にありまして、子どもたちのニーズに応じて通っています。毎日通う子もいれば、決まった曜日だけ通う子も、特定の時間だけ行く子もいます。期間も、1年間通う子もいれば、数箇月だけ通って、自分の学校に復帰するという子どもたちもいて、一人一人の状況に応じた柔軟な支援は効果を生んでいると思いますが、そういった不登校支援の性質上、小規模特別認定校としてこれが立ち上がった場合に、1年間安定した子どもの人数が確保できるのかということにも、繋がってくるとなると、非常に難しい問題になると感じています。

## ○出石委員長

3点ありました。

1点目は、走水・馬堀地域に限らないと思いますが、子どもの日々の学習をどう実現できるかということが視点になるという意見がありました。

2点目は、小規模特別認定校は現在の走水小学校の児童も他校を選択する余地があり、1

年間安定した児童数の確保ができるだろうかという疑問があるということでした。

3点目は、不登校対策として走水小学校の校舎を使った対応が考えられるのではないかとということでした。

不登校対策は今回の検討とは違うのかもしれませんが、小規模特別認定校にかかる認識も含めて、事務局の所見がありましたらお願いします。

#### ○大堀教育政策課主査（事務局）

小規模特別認定校については、おっしゃるとおり、小規模が解消できるかどうかという課題があります。

#### ○飯田教育政策課長（事務局）

不登校について、黒川委員のおっしゃるとおり、不登校特例校になると学籍をその学校に置くこととなりますので、基本的にその学校は独立します。そうすると、走水小学校等を活用して不登校特例校を運営するというのは跡地利用の話になると思いますので、現状は考えておりません。

#### ○黒川委員

方策案3として記載されているということは、跡地利用の話ではないと理解しましたが、いかがでしょうか。

今の走水小学校に小規模特別認定校を併設し、学籍を増やすことで小規模の課題に対応するということだと理解しました。

#### ○大堀教育政策課主査（事務局）

小規模特別認定校というのは、学校の一つの形態ではなく、通学区域の話です。その小学校について、通学区域を全市にして、選択できるという形になります。ただ、小規模に特化してるので定員もあり、定員を超えたら抽選になります。小規模であることに変わりはありませんし、通学区域が全市に広がってしまうという課題があるということです。

不登校特例校というのは、不登校の子どもが通う学校なので、不登校ではない子どもはそこには通わず、別の学校に通うこととなります。

そのような状況から、不登校特例校については跡地利用の話ではないかという説明をしました。

#### ○黒川委員

方策案3について、もう少しその辺が明確になる書き方が必要なのではないかと思いません。

#### ○出石委員長

確かに、専門家でないと分かりづらい表現だと思います。

今後の整理に当たっては、市民の方が読んで分かるような文章にする必要があります。小規模特別認定校とは何か、ということも分かりませんので、最終的に答申を出すに当たっては、事務局とも相談しながら、市民の方にきちんと理解していただけるような文章にしてい

きたいと思います。

その他はよろしいですか。

《 各委員から異論なし 》

それでは、走水・馬堀地域の教育環境整備の方策等についても、基本的には資料に記載されていることを確認しました。小学校間の連携教育等の話もありましたが、それは今後の一般的な横須賀市の取り組みとして検討していただきたいということでした。それから、方策案3については、事務局の説明でよく理解できましたが、今後の審議会の意見としては、もう少し分かりやすく書いていきたい思います。それでよろしいでしょうか。

《 各委員から異論なし 》

これまでの流れを鑑みると、今回の議論を踏まえ、次回は答申案の検討になると思います。その点、ご承知おきをいただければと思います。

それでは、本日予定していた議事をすべて終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

#### ○飯田教育政策課長（事務局）

それでは、事務局から連絡事項についてご説明します。

本日の会議録についてです。確認用の会議録が作成できたら、お送りします。内容をご確認いただき、修正がある場合には、送付文に記載の期日までに、事務局へご連絡ください。修正しました会議録を、市役所1階の市政情報コーナー及びホームページで公開します。

次に追加の意見についてです。本日、この場でご発言いただけなかったご意見がありましたら、後日、様式を電子メールにてお送りしますので、事務局までご返送ください。

次回、第6回の開催予定ですが、10月12日（木）16:00から、市役所3階の301会議室にて開催しますので、よろしくお願ひします。

ただいま説明しました内容について、ご質問がありましたら、挙手でお願ひします。

それでは、出石委員長、委員の皆さま、ありがとうございました。

以上で、第5回横須賀市立小中学校適正配置審議会を終了します。

以上